

公 募 要 領

1. 事業名 文化遺産保護（ペルー、イラン及びメコン地域諸国）に係るシンポジウム等実施委託業務
2. 事業の趣旨
本年、我が国はペルー、イラン及びメコン地域諸国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）とそれぞれ交流の節目となる年を迎える。これを記念し、これまで我が国とこれらの国々との間で行われてきた文化遺産保護の分野における協力・交流をテーマとしたシンポジウム等を実施することで、これまでの協力・交流の諸活動の再評価を行うとともに、文化遺産分野におけるこれらの国々との今後の協力関係の深化と発展を目指す。
3. 事業の内容
文化遺産保護（ペルー、イラン及びメコン地域諸国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス））に係るシンポジウム等実施委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
5. 参加表明書の提出
参加表明書の提出は不要とする。
6. 企画提案書の提出方法等
 - (1) 企画提案書の提出方法、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室
TEL：03-5253-4111（代）（内線2870）
FAX：03-6734-3820
E-mail: bunikoku@mext. go. jp
 - (2) 企画提案書の提出方法
 - ①用紙サイズをA4縦判、横書きとする。
 - ②提出方法は、8部を郵送又は持参すること。
(郵送の場合)
 - ・「文化遺産保護（ペルー、イラン及びメコン地域諸国）に係るシンポジウム等実施委託業務公募申請書」と明記した封筒に提出書類を封入の上、簡易書留、宅配便等の応募配達を証明できる方法により送付すること。
 - ・提案書類は紙媒体及び電子データ（CD-ROM）で提出すること。(持参の場合)
 - ・受付時間：平日10時～17時（12時～13時除く。）
 - ・提案書類は紙媒体及び電子データ（CD-ROM）で提出すること。

- ③その他
 - ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (3) 提出書類
 - ①企画提案書（様式） 8部
（直近の過去3年分の財務諸表1部を添付すること。）
 - ②企画提案書及び財務諸表の電子データ 1式
 - ③団体概要（要覧、団体案内等） 8部
（団体概要の電子データがある場合はあわせて提出すること）
 - ④誓約書（「10. 誓約書の提出等」を参照）
 - ⑤審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等または内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
 - ⑥その他必要と思われる書類
- (4) 企画提案書の提出期限等
提出期限：令和元年6月11日（火）17時必着
提出場所：上記（1）に示す場所
- (5) その他
 - ①企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担となる。また、提出された企画提案書等については返却しない。
 - ②企画提案書等は選定委員会員及び本件業務関係者に開示する。また、必要に応じて一般公開又は特定の者へ開示を行うことがあるので、一切の秘密情報が含まれないものとし、公開に当たって発生するリスクについては提案者が負うものとする。
 - ③採択された場合の企画提案書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。
 - ④企画提案提出締切後の提案書の提出、差替え及び訂正は認めないものとする。

7. 本件に関する質問等

様式は自由とし、質問者名、会社名、部署名、電話番号、e-mailアドレス、FAX番号を明記の上、上記6の（1）にe-mail又はFAXにて行うこと。

回答に関しては、e-mail又はFAXにて行うが、審査に関する質問については回答できない。

また、質問が多かったものについては文化庁HPにてQ&A形式で公開する。

8. 事業規模（見込）及び採択数

予算総額：3,370万円程度とする

採択数：ペルー、イランについては各1件。

メコン地域諸国については、カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオスの5カ国全体を対象とした事業1件。

※提出した内容の金額がそのまま認められるとは限らない（下記「11. 契約締結」を参照。）

※複数事業の同時提案も可とする。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

①書類選考

文化庁に設置する選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

②面接選考

①の結果を踏まえ、必要に応じて、選定委員会において、面接選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体又は独立行政法人には適用しない。

11. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

12. スケジュール

①公募開始：令和元年5月21日（火）

②公募締切：令和元年6月11日（火）

③審査：令和元年6月中旬

④選定及び事業計画書の提出：令和元年6月下旬頃

⑤契約締結：令和元年7月初旬頃（目安であり変更もあり得ることに留意）

⑥契約期間：契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

13. その他

(1) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。

（文化庁委託業務実施要領 → <http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>）

(2) 選定した企画の内容は、文化庁と選定者の協議の上、変更することがある。

(3) 事業実施にあたっては、法令、契約書等を遵守し、文化庁と十分な連絡調整を図ること。

(4) 企画提案書等の作成のために当方から受領したすべての資料は、当方の了解なく公表・使用することは認めない。

- (5) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほどよろしくお願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・銀行振込依頼書